

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークスホルダーに対して、経営の透明性を確保し、合理的・効率的な経営活動を行い、また、正確かつ十分な情報を速やかに開示することができる体制を行うことによって、企業価値を継続的に高めることを経営基本としております。また、経営管理組織につきましては、従来より簡素な組織体制をモットーにしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をいずれも遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山田拓郎	919,000	14.29
高野東治	406,000	6.31
東レ株式会社	360,000	5.59
山田園子	260,000	4.04
木本裕二	179,200	2.78
杉浦久夫	150,400	2.33
日本トマスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	108,400	1.68
グラファイトデザイン従業員持株会	83,400	1.29
松田喜良	77,500	1.20
三菱UFJ信託銀行株式会社	72,000	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
和田 杜司	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和田 杜司	○	——	企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範な視野から当社の企業活動に助言をいただきたいためです。 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に適任として指定いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

イ. 内部監査及び監査役監査の組織

当社は、監査役3名からなる監査役会で経営監視に努めております。

ロ. 内部監査の状況

専従スタッフはおりませんが、経理部5名・経営企画室3名で適宜対応しております。

内部監査につきましては、内部監査規程に則って毎年年度計画に基づき内部監査を実施しております。

内部監査結果は、代表取締役及び取締役会、監査役会に報告しております。

ハ. 監査役監査

各監査役は、相互で協議した監査計画に基づき、取締役会その他重要会議への出席、重要文書の閲覧、ヒアリング及び実地調査等の方法により取締役の業務執行の適法性監査及び会計監査をおこなっております。また、監査の実施にあたっては、監査法人及び内部監査担当との連携に留意するとともに、三者間の情報共有化による効率的な監査の遂行に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤史芳	税理士													
町田政行	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤史芳	○	専門的知識(独立役員である)	専門的知識等におけるアドバイス及び社外監査役としての取締役業務監査 中立公平な立場・観点から取締役の職務執行を監査する立場にあり、且つ十分に独立性が確保されておりますので、当社の独立役員に適任として指定いたします。
町田政行		専門的知識	専門的知識等におけるアドバイス及び社外監査役としての取締役業務監査

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在検討中であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に対する当事業年度の支給総額
報酬等の総額:109,096千円（役員退職慰労引当金繰入額:11,378千円を含む）

※ 役員報酬の算定方法につきましては、役員報酬規程に定めております。（取締役の報酬限度額は、平成13年5月25日開催の第12回定時株主総会決議において年額2億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人給与を含まない）と決議いただいております。）

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役を補助する担当者は、現在不在であります。社外監査役の求めがあった場合は、経営企画室を中心に補助担当者を選定しております。毎月開催される取締役会の議題等について説明が必要と認められる場合には事前に概要等の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は取締役6名（社外取締役は1名）で構成され、原則として月1回以上開催され定款並びに取締役会規定に定められた重要事項の決定及び経営計画の進捗状況の報告などを行っております。当社の取締役会は、取締役が営業・開発・製造及び管理各部門において最高責任者を兼務することで、経営上の意思決定及び業務執行の迅速化に注力しております。また、経営会議等においては、幹部社員とともに十分に議論を尽くすことで意思決定プロセスの透明性の確保及び経営方針の周知徹底に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	沢山の株主に出席願い当社の状況等について知っていただきたいため、総会集中日を回避しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上に「IRポリシー」として掲載	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算時及び決算時において開催	あり
IR資料のホームページ掲載	最新情報につて随時掲載・決算情報・会社決算説明会資料及び動画・IRスケジュール	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室(IR担当部署)・取締役管理本部長(IR責任者及びIR事務連絡責任者)	
その他	IRサポート会社と契約し、定期的に説明会及び不参加のアナリスト・機関投資家に対し個別説明を年間約40回実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	安全衛生委員会を月1回開催し、職場巡視を通じて危険箇所の指摘と改善・環境汚染の予防と廃棄物の削減を検討しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令に従った情報提供とホームページによる会社情報の提供を実施しております。
その他	全ての基本は社員全員の意義高揚にある考え、風通しの良い社内風土と良好な人間関係造りに継続に努力しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部取締役会において会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後より効率的な内部統制システムの構築を目指し、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図るため、次のような体制にしております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの推進については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」ならびに「倫理規定」に基づき、取締役および使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう指導し、実践する。

コンプライアンスに関する主管は管理部と定め、担当取締役をその責任者とする。また経営企画室は、内部監査を担当し、各部門の業務プロセス等の監査を通じて、コンプライアンスの状況をモニターし、その内容を代表取締役社長と監査役に報告する。

2. 損失の危険に関する規定その他の体制

当社は、全社的なリスクを網羅的に管理するため「経営リスクマネジメント規程」を設定し、社長は経営リスクマネジメントシステムの構築と維持に責任を持つ。社長は内部統制委員会に対し、経営リスクの分析・評価・対応策を構築させ、各業務部門に対応策の実行を要請する。

製品の品質問題に関しては「品質管理委員会」、労働安全衛生面に関しては「安全衛生委員会」が設置され、それぞれリスク対応策を実施する。

緊急事態の発生した場合の対応については、「緊急時対応規程」を定め、管理部が所管し、必要に応じて緊急対策本部を設置、必要な対応を図ることとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督をするとともに、取締役間の意思疎通を図る。

課長職以上で構成する経営会議を毎月1回開催し、会社の経営状態と業務に関する情報等の共有化を図り、経営の迅速化を図る。

当社は、取締役会において中期経営計画および各年度の経営計画と利益目標を作成し、各部門においてその達成のために必要な具体策を立案して、実行し、月例の取締役会および経営会議においてその進捗状況等をフォローする体制とする。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務に係る情報・文書は、社内規定に基づき適切に保存・管理する。

取締役または監査役の要求があるときは、これらを閲覧に供する。

また経営情報等の管理については、「情報セキュリティ規程」および「情報セキュリティ細則」を定め、全使用人が遵守するよう各所管部門長が指導するとともにモニターを行う体制とする。

5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役を補助する使用人はいないが、監査役から要望があった場合は、経営企画室を中心に監査役の業務を補助するためのスタッフを置く。なお、当該スタッフの任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を得たうえで行うものとし、当該スタッフの独立性を確保するものとする。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、監査役に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款への違反事項、その他コンプライアンス上重要な事項について報告しなければならない。

取締役および使用人は、監査役求めに応じ、その職務の執行に関する事項の説明を行う。

なお、監査役へ報告をした者が、報告したことを理由として不利な扱いを受けないこととする。

7. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会として監査役の職務執行に必要な費用については、当社が負担する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見を交換し、意思疎通を図るものとする。

内部監査を担当する経営企画室および会計監査人は、定期的または必要の都度、監査結果について監査役に報告を行う。

監査役は、取締役会等重要な会議に参加して意見を述べるができる。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行うとともに、当該システムと金融商品取引法およびその他の関連法令等との整合を確保するために、その仕組みを継続的に評価・報告し必要な是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たないという意識を取締役および使用人にも周知させる。万一、反社会的勢力から直接、間接を問わず不当な要求を受けた場合は、法律の専門家や警察署等と連携して対処し、毅然とした態度で対応するものとする。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

